

写

令和 7 年 第 2 回定例会：1 月 14 日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和7年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会（午前9時58分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第8号ないし議案第11号の一括上程、提案説明	5
行田邦子 管理者	5
柿沼誠 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	10
○議案第12号の上程、提案説明	11
行田邦子 管理者	11
柿沼誠 事務局長	11
○上程議案の質疑～採決	12
○議案第13号及び議案第14号の一括上程、提案説明	13
行田邦子 管理者	13
五十嵐章五 会計管理者	13
柿沼誠 事務局長	16
○上程議案の質疑～採決	17
休憩（午前10時38分）	17

再　開（午前10時39分）	17
○議長辞職の件	18
○議長の選挙	19
休　憩（午前10時47分）	20
再　開（午前10時52分）	20
○議案第15号の上程、提案説明	20
行　田　邦　子　管理者	21
○上程議案の質疑、討論省略、採決	21
○特定事件の委員会付託	22
○閉　会（午前10時57分）	22
<hr/>	
○署名議員	23

彩広清告示第3号

令和7年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月14日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和7年11月4日

彩北広域清掃組合

管理者 行田邦子

令和 7 年第 2 回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和 7 年 1 月 14 日 (金) 午前 9 時 58 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 8 号 専決処分の承認を求めるについて (令和 7 年度彩北広域清掃組合会計補正予算 (第 1 回))

議案第 9 号 専決処分の承認を求めるについて (令和 7 年度彩北広域清掃組合会計補正予算 (第 2 回))

議案第 10 号 専決処分の承認を求めるについて (彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 11 号 専決処分の承認を求めるについて (彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第 4 議案第 12 号 彩北広域清掃組合小糸クリーンセンター処理手数料に関する条例の一部を改正する条例

第 5 議案第 13 号 令和 6 年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について

議案第 14 号 令和 7 年度彩北広域清掃組合会計補正予算 (第 3 回)

第 6 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程のほか

議長辞職の件

議長の選挙

議案第 15 号 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

○ 出席議員 (10名)

1 番	小 林 淳 一	議員	2 番	駒 見 行 彦	議員
3 番	古 山 大 輔	議員	4 番	福 島 と も お	議員
5 番	橋 本 祐 一	議員	6 番	中 西 耕二郎	議員
7 番	田 中 和 美	議員	8 番	小 林 修	議員
9 番	梁 瀬 里 司	議員	10 番	市 ノ 川 徳 宏	議員

○ 欠席議員 (0名)

○ 説明のため出席した者

行 田 邦 子	管 理 者
並 木 正 年	副 管 理 者
五 十 巖 章	会 計 管 理 者
江 森 裕 一	参 与
長 澤 和 弘	参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長	柿 沼 誠
主 幹	今 井 剛 史
書 記	野 本 哲 也

午前 9時 58分 開会

○梁瀬里司議長 本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会の定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

8番 小林 修 議員

10番 市ノ川徳宏 議員

以上2名の方にお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託しておりましたので、その結果について報告を求めます。

——議会運営委員長 5番 橋本祐一議員。

[橋本祐一議会運営委員長 登壇]

○橋本祐一議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月7日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付しております、令和7年第2回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり、決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日 1 日とするごとにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付しております印刷文書によりご了承願います。

△議案第 8 号ないし議案第 11 号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第 3、議案第 8 号ないし議案第 11 号を一括議題いたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 おはようございます。本日ここに、令和 7 年第 2 回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご参集賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

また、9 月に発生した本組合焼却設備の故障につきましては、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしましたが、先月末に再稼働しております。停止期間中は、近隣 4 自治体に家庭系可燃ごみの一部の焼却処理をご協力いただきました。この場をお借りして感謝申し上げますとともに、これからも住民の皆様に安心していただけるよう、設備点検等の徹底を図り、安定的なごみ処理の継続、適切な焼却施設の維持管理に努めてまいります。議員各位におかれましては、組合事業への引き続きのご理解、ご協力を願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして、議事日程の順序に

従い説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 28 ページになりますが、議案第 8 号及び議案第 9 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本 2 議案は、冒頭申し上げました 9 月に発生した焼却設備故障に伴い、緊急の対応が必要となりました委託業務及び修繕業務を執行するべく、見込まれる経費について予算の補正を行ったものでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、1 つは、本年 9 月 16 日付、もう 1 件は 9 月 30 日付で専決処分したものでありますと、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書 29 ページから 37 ページになりますが、議案第 10 号及び議案第 11 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本 2 議案は、根拠となる法令の一部改正を受け、また、組合構成市における関係条例の改正状況を踏まえ、組合条例の一部改正を行ったものでございます。これらにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 9 月 30 日付で専決処分したものでありますと、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

以上で、議案第 8 号ないし議案第 11 号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。——事務局長。

〔柿沼 誠事務局長 登壇〕

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第 8 号ないし議案第 11 号について細部説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 8 号、専決処分の承認を求めるについて、令和 7 年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第 1 回）でございます。

9 月 8 日夜に発生し、緊急停止に至った 1 号炉の設備故障は、焼却炉内部で乾燥ストーカーを駆動させるための油圧動力を伝えるシャフトと言われる部品が破断してしまったことによるものでございました。故障内容を確認した直後、プラントメーカーからは部品製作には 4 ヶ月を要するとの回答がございましたが、話

合いを重ねる中で、当該部品の製作工程である焼き入れの一部を省略した仮部品を10月末までに納品し仮復旧させるとともに、耐久性等を勘案し正規の工程で製作した部品も同時に製作を進め、正規部品の納品後に仮部品と交換し、年度末までに本復旧する2段階の補修内容が示されました。これにより、10月末に再稼働できたところでございます。また、停止期間中は処理能力が半分となるため、近隣自治体へ収集される家庭系一般廃棄物の委託処理を協力要請したところ、加須市、羽生市、蓮田白岡衛生組合、埼玉中部環境保全組合の4団体において受け入れていただけた運びとなりました。

2ページをお願いいたします。これらの執行に当たり、早急に現予算の補正を行いたく、地方自治法第179条第1項の規定により、9月16日付専決処分をいただいたものでございます。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますので、13ページをお願いいたします。予定される歳出は、3款事業費1項2目維持管理費の10節需用費において、故障部品の交換修繕費として1,540万円、3目塵芥処理費の12節委託料において、家庭系一般廃棄物処理委託料として3,151万5,000円の計4,691万5,000円を増額するものでございます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。歳入につきましては、4款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金において、財政調整基金を4,691万5,000円取り崩して繰り入れるものであります。合計といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,691万5,000円を追加し、総額を5億9,369万3,000円とするものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。議案第9号、専決処分の承認を求めるについて、令和7年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）でございます。

本案は、1号炉の設備故障による緊急停止を受け、プラントメーカーによる1号炉内の点検調査をした結果、壁において早急に交換すべき複数箇所が指摘され、停止期間中に実施することが推奨されました。

16ページをお願いいたします。当該事業を執行する上で予算の補正が必要であり、前議案同様、地方自治法第179条第1項の規定により、9月30日付専決処分をいただいたものでございます。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますので、27ページをお願いいたします。予定される歳出は、3款事業費1項2目維持管理費10節需用費の修繕料において、傷んだ壁の修繕費用として1,430万円を増額するものでございます。

戻りまして、25ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款繰越金1項1目繰越金において、前年度繰越金より1,430万円を充当するもので、合計といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,430万円を追加し、総額を6億799万3,000円とするものです。

続きまして、29ページをお願いいたします。議案第10号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本案は、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

育児、介護に係る両立支援制度につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、人事院規則が改正され、令和7年10月1日から施行するものとされました。構成市におきましては、この人事院規則の改正に基づき、行田市は9月定例会、鴻巣市は6月定例会にて条例改正が行われております。つきましては、本組合におきましても構成市の改正条例に倣い、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。

本件は、構成市における条例成立後の対応であり、本年10月1日までに施行する必要がありますことから、9月30日に専決処分いただき、同日付で交付しております。

主な改正内容についてでございますが、参考資料の条例等新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。第17条の2として、妊娠、出産等の申出をした職員に対し、仕事との両立支援制度等について意向確認を義務化する規定を追加しております。

議案書の 3 2 ページをお願いいたします。附則の方をご確認ください。本条例の施行期日を令和 7 年 10 月 1 日からとし、附則第 2 項の規定は、公布の日からとしております。

続きまして、3 3 ページをお願いいたします。議案第 11 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本案につきましても、育児・介護に係る両立支援制度について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されたことを受けての対応であります。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されるとともに、人事院規則が改正され、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものとされました。構成市におきましては、この法改正及び人事院規則の改正に基づき、行田市は 9 月定例会、鴻巣市は 6 月定例会にて条例改正が行われております。つきましては、本組合におきましても構成市の改正条例に倣い、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

本件につきましても、前議案同様、構成市における条例成立後の対応であり、本年 10 月 1 日までに執行する必要がありますことから、9 月 30 日に専決処分いただき、同日付で交付しております。

主な改正内容についてでございますが、参考資料の条例等新旧対照表の 3 ページをお願いいたします。このたびの法改正により、部分休業の取得形態が多様化したことに伴い、第 22 条では、現行の部分休業を第 1 号部分休業とするもの、4 ページ、5 ページになりますが、第 22 条の 2 から 5 を新設し、第 2 号部分休業の取得単位や、育児休業法において条例で規定する事項を定めております。第 23 条では、引用する条項を規定することで、部分休業が給与の減額の対象となることを明確化しております。6 ページになりますが、第 24 条は、部分休業の承認の取消事由について、育児休業法第 19 条第 6 項の準用規定により改めるものです。

議案書に戻りまして、36ページをお願いいたします。附則をご確認ください。本条例の施行期日を令和7年10月1日からとし、附則第2項の規定は、施行日から令和8年3月31日までの経過措置となっております。

以上で、議案第8号ないし議案第11号の細部説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第8号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○梁瀬里司議長 举手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第9号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○梁瀬里司議長 举手全員と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第10号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○梁瀬里司議長 举手全員と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり承認することに決しました。

△議案第12号の上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、議案第12号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第12号、彩北広域清掃組合小針クリーンセンター処理手数料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の38ページ、39ページをお願いいたします。改正費用としましては、事業活動に伴う可燃ごみの処理手数料について、受益者負担の適正化、組合構成市が関係する近隣自治体の処理手数料との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○梁瀬里司議長 次に、説明を求めます。———事務局長。

〔柿沼 誠事務局長 登壇〕

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。議案書の38ページをお願いいたします。議案第12号、彩北広域清掃組合小針クリーンセンター処理手数料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

事業系一般廃棄物の処理手数料につきましては、本組合維持管理費の一部として貴重な財源となっており、平成21年7月1日の改定以来16年が経過しました。この間、二度の消費税率の引上げとコロナ禍を経て、処理手数料収入は令和元年度をピークに減少傾向が続いております。消費税率10%引上げ後の5年間、令和2年から令和6年の処理手数料収入は1億円を下回っており、この間の1ト

ン当たりの平均ごみ処理経費は1万7,094円であり、現行の処理手数料の1トン当たり1万5,000円とは開きが生じております。

また、手数料金額は、構成市であります鴻巣市の加入する埼玉中部環境保全組合は、10キロ当たり180円であり、不均衡な状況にあります。なお、県内におきましては、現行の当組合処理手数料は低価格に位置しており、10キロ当たり180円以上の自治体が9割近くを占めており、150円以下は4団体のみとなっております。

つきましては、排出事業者への適正、応分な受益者負担なども加味し、事業系一般廃棄物の処理手数料を現行の10キロ150円から10キロ180円へ改定しようとするものでございます。

参考資料の条例等新旧対照表の7ページをお願いいたします。別表（第4条関係）中、取扱い区分の欄の（2）事業活動に伴う可燃物において、処理手数料を180円に改正するものでございます。

議案書に戻りまして39ページをお願いいたします。附則でございますが、本条例の施行期日を令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第12号の細部説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号、彩北広域清掃組合小針クリーンセンター処理手数料に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第13号及び議案第14号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、議案第13号及び議案第14号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第13号及び議案第14号についてご説明申し上げます。議案書の40ページからでございます。

議案第13号、令和6年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は、歳入が5億5,296万2,223円、歳出が4億9,320万2,312円で、歳入歳出差引額は5,975万9,911円となっております。

なお、本件は、既に監査委員の審査を終了しており、その審査意見書並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案書の43ページからとなりますが、議案第14号、令和7年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第3回）についてご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出とも1,000万円の増額でございます。歳出といたしましては、事業費の追加となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で議案第13号及び議案第14号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び事務局長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○梁瀬里司議長 次に、議案第13号の細部説明を求めます。——会計管理者。

[五十嵐章五会計管理者 登壇]

○五十嵐章五会計管理者 それでは、議案第13号、令和6年度彩北広域清掃組合

会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

歳入についてご説明いたしますので、別綴りの令和6年度歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。

初めに、1款分担金及び負担金は、組合規約に基づく行田市及び鴻巣市からの負担金、2款使用料及び手数料は、事業系ごみの処理手数料、3款財産収入は、財政調整基金運用利子でございます。4款繰入金はございませんでした。5款繰越金は前年度繰越金、6款諸収入は預金利子及び雑入で、内訳は備考欄のとおりとなっております。一番下、歳入合計の収入済額は5億5,296万2,223円で、前年度対比1.59%の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

1款議会費の支出済額は、8ページの一番左の列になりますが、48万9,874円で、予算に対する執行率は69.68%となっております。1節報酬から12節委託料までは、組合議員の報酬や費用弁償、郵便料などを支出したもので、組合議会の運営に係る諸経費でございます。

次に、2款総務費の支出済額は、8ページの中段になりますが、4,651万9,907円で、予算に対する執行率は94.54%となっております。1項1目一般管理費における支出済額の主なものといたしましては、1節報酬は、正副管理者の報酬、2節、3節、4節は、組合職員5名分の人事費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、本組合の管理、運営に必要な各種システムの保守点検委託料、機器の借上料及びシステムの利用料など、17節備品購入費は、埼玉りそな銀行と毎日の入出金で使用しているノートパソコンを購入したものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の一番上、埼玉県市町村総合事務組合負担金は、組合職員3名分の退職手当に係る負担金、9ページの2項監査委員費は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出済額は4億4,619万2,531円で、予算に対する執行率は89.51%となっております。1項1目事業総務費は、現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、10節需用費、備考欄の一番上、消耗品

費は、施設で使用する消耗部品等の購入費、12節委託料は、施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づく測定、検査業務の委託料、13節使用料及び賃借料は、事務機器や最終処分場用地の借上料、15節原材料費は、施設の補修材等の購入費、17節備品購入費は、施設見学の際に使用する液晶モニター1台の購入費でございます。26節公課費は、ばい煙を排出する事業所に排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金などでございます。

2目維持管理費は、現施設の維持管理に係る費用で、10節需用費は、受注生産が必要な特別仕様の部材購入費や、燃料の購入費及び11ページ、12ページになりますが、施設の補修や機械の修繕費などでございます。主な不用額といたしましては、10節需用費の修繕料で生じたものでございます。11節役務費は、フォークリフトの自主検査手数料及び2年に一度義務づけられておりますクレーン2台の定期検査手数料でございます。12節委託料は、焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種業務の委託料、13節使用料及び賃借料は、施設内で使用する重機の借上料、14節工事請負費は、搬入道路舗装工事費、17節備品購入費は、工場棟中央制御室事務所の事務用デスクを購入したものでございます。

3目、塵芥処理費は、現施設の運転管理及び焼却灰等の処分費用で、10節需用費の備考欄の一番上、消耗品費は、施設で使用する薬品類の購入費、12節委託料は、焼却施設の運転保守管理及び焼却灰等の処分に関する委託料でございます。主な不用額といたしましては、10節では電気料、12節では焼却灰の処分費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4目地元対策費は、地元の環境保全事業を行っております2団体に対して交付金を交付したもの、5目基金費は、財政調整基金へ剰余金及び定期預金運用利子を積み立てたものでございます。

次に、4款公債費及び次のページにかけましての5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

13ページ、14ページの一番下、歳出合計でございますが、支出済額は4億9,320万2,312円で、前年度対比6.58%の減、予算額に対する執行率は89.77%、不用額は5,622万3,688円となっております。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、15ページをお願いいたします。区分欄の1、歳入総額は5億5,296万2,223円、2、歳出総額は4億9,320万2,312円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた3、歳入歳出差引額は5,975万9,911円となっております。この金額から4、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額を差し引いたものが実質収支となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5,975万9,911円となるものでございます。

次に、16ページ、財産に関する調書についてご説明申し上げます。1、公有財産、2、物品、及び3、債権の決算年度中の増減はございませんでした。4、基金につきましては、前年度末現在高1億8,428万2,073円に、前年度剰余金1,600万円及び運用利子5万8,576円の積立てを行いましたことから、決算年度中増減高は1,605万8,576円の増となり、財政調整基金の決算年度末現在高は2億34万649円となっております。

以上で、議案第13号についての細部説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 次に、議案第14号の細部説明を求めます。——事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。議案第14号、令和7年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,799万3,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますので、53ページをお願いいたします。

3款事業費、1項2目維持管理費、10節需用費、修繕料において、9月末までの予算残高が約130万円となっており、下半期の緊急的な修繕に備えるため、前年度繰越金を財源として1,000万円の増額補正を行うものです。なお、上半期に実施いたしました緊急的な修繕の合計実績額は948万3,430円となっており、こちらを積算の根拠としております。

戻りまして、51ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款繰越

金、1項1目繰越金において、令和6年度繰越金のうち1,000万円を補正財源として計上するものでございます。

以上で、議案第14号の細部説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第13号、令和6年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第14号、令和7年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第3回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時 38分 休憩

午前10時 39分 再開

〔中西耕二郎副議長 議長席に着く〕

○中西耕二郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議長辞職の件

○中西耕二郎副議長 この際、ご報告申し上げます。先ほど、梁瀬里司議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、梁瀬里司議員の退席を求めます。

[9番 梁瀬里司議員 退席]

○中西耕二郎副議長 事務局にその辞職願を朗読していただきます。——事務局。

[事務局朗読]

○中西耕二郎副議長 お諮りいたします。

梁瀬里司議員の議長の辞職を許可するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、梁瀬里司議員の議長の辞職を許可することに決しました。

梁瀬里司議員の入場を求めます。

[9番 梁瀬里司議員 入場]

○中西耕二郎副議長 この際、梁瀬里司議員から発言を求めておりますので、これを許します。——9番 梁瀬里司議員。

[9番 梁瀬里司議員 登壇]

○9番 梁瀬里司議員 議長退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

令和5年7月に、議員各位のご推举をいただきまして、議長の要職に就かせていただきました。幸いにも、議員各位並びに正副管理者ほか関係職員各位から温かいご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして今まで大過なくその職責を果

たしましたことにつきまして、ここに心から厚く御礼申し上げる次第でござります。

今後、組合議員として議員の皆様とともに本組合事業の円滑な運営に尽力してまいる所存でございます。ここに謹んで御礼を申し上げ、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

△議長の選挙

○中西耕二郎副議長 ただいま議長が欠員となりましたので、お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。副議長において指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

本組合議長に、田中和美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました田中和美議員を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西耕二郎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田中和美議員が本組合議会議長に当選されました。議長に当選された田中和美議員が議場におられますので、本席から会議

規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

では、当選されました田中和美議員にご挨拶をお願いいたします。

[田中和美議長　登壇]

○田中和美議長　皆様、改めましてこんにちは。このたび、皆様方のご推挙をいただきまして議長の就任をいたすことになりました田中和美でございます。誠に身に余る光栄であり、心から厚く御礼を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本組合は昭和45年の発足以来、行田市及び鴻巣市、吹上地域の市民生活に欠かすことのできない可燃ごみの焼却処理事業を担ってまいりました。私ども組合議会は、引き続き安全かつ適正な現施設の管理運営がなされますよう、的確に対応していくことが重要と考えます。

議長として微力ながら専心努力する所存でありますので、どうか議員並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。大変にありがとうございました。

○中西耕二郎副議長　ありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、新議長にお願いいたしたいと思います。

それでは、田中和美議員、議長席にお着きください。

[田中和美議長　議長席に着く]

○田中和美議長　それでは、直ちに議長の職務を執らせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時　47分　休憩

午前10時　52分　再開

○田中和美議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第15号の上程、提案説明

○田中和美議長　この際、申し上げます。

お手元に配付いたしました文書のとおり、管理者から議案1件が追加提出されました。

お諮りいたします。追加提出された議案第15号、彩北広域清掃組合の監査委員の選任につき同意を求めるについてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田中和美議長 よって、追加日程された議案第15号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番梁瀬里司議員の退席を求めます。

[9番 梁瀬里司議員 退席]

○田中和美議長 事務局に議案を朗読させます。——事務局。

[事務局朗読]

○田中和美議長 管理者より提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、追加提案いたしました議案第15号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについてご説明申し上げます。

本案は、彩北広域清掃組合監査委員であります田中和美氏から令和7年11月14日付をもちまして辞職願が提出され、これを受理いたしましたので、新たに梁瀬里司氏を選任いたしたく、彩北広域清掃組合規約第14条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、追加提案いたしました議案第15号についての説明を終わらせていただきります。

○田中和美議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○田中和美議長 これより質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中和美議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。次に、お諮りいたします。ただいま上程されている議案は、人事案件でございますので、正規の手続きを省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま上程されている議案は、正規の手続きを省略して直ちに採決いたします。

議案第15号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中和美議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号は、これに同意することに決しました。9番梁瀬里司議員の入場を求めます。

〔9番 梁瀬里司議員 入場〕

△特定事件の委員会付託

○田中和美議長 次に、日程第6、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託をいたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたします。

これをもちまして、令和7年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

午前10時 57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

田中和美

前彩北広域清掃組合議会議長

梁瀬里司

彩北広域清掃組合議会副議長

中西耕二郎

彩北広域清掃組合議会議員

小林修

同

市ノ川徳宏